

令和 8年 7月 24日

座間市議会議長
松橋 淳郎 殿

委員会名
又は会派名 あおぞらひまわりの会

氏 名 星野 郁

市議会議員のためのハラスメント研修所感

今回の研修では、まずハラスメント一般の解説として、定義を学びました。要点と感じたのは、「受け手がどう感じたか」が基準であり、相手が不快感や脅威、不利益を感じる行為はハラスメントとされる点です。また、現在法律上で定められているハラスメントは、パワハラ、セクハラ、マタハラの3つとされており、いずれも地方公共団体を含む事業主に防止措置義務が課されています。法律上の明文定義はありませんが、カスハラ、モラハラ、SNSハラも実務上ハラスメントの類型として扱われるということです。これらのハラスメントは、優越的な関係を持つ者が発生させやすい特性を持ちます。

ハラスメントとして認定される要素として、業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの、就業環境が害されるものが、いずれの類型においても共通しており、基本であると理解しました。また、継続、反復する行動の場合はより深刻なハラスメントとして扱われます。ハラスメントは、受け手の感じ方が基準であり、自身が問題ないと思った接し方でも、受け手がハラスメントと感じ、それが長期間続くようであれば重大なハラスメントとして認定される可能性があるため、日常的に注意を払う必要があります。これらの要素の中で、業務上必要かつ相当な範囲を超えるという点が重要だと感じました。「受け手がどう感じたか」が基準ではあるものの、平均的な労働者を基準としてハラスメントか否かを判断する側面もあり、時代により判断基準が変わっていくものと考えられます。「昔は問題にならなかった」という意識ではなく、「現在の平均的な労働者」という感覚を常に最新に保つ必要があると感じました。

議員が発生させやすいハラスメントとしては、パワハラは無意識の中で生じやすいものとされ、身体的特徴や服装の話もセクハラと認定される場合があるということです。議員の職務の性質上、「職場」という場面の区切りが困難であり、懇親会等も場合によっては含まれることや、職務に関して必要な内容であっても、相応でない言動はハラスメントと認定される可能性があります。議員は、行政に対し立場上強い特性を持つため、職員へのパワハラは留意すべきですが、市民に対しても権威があると錯覚することに注意が必要ということでした。その要因としていくつか挙げていただきましたが、言動をたしなめる上司が不在であることが最たるものと感じました。ハラスメントの典型例を紹介いただいた中では、市民や他の議員に対する中傷や、行政職員に対する長時間の説教や威圧的な態度、過大な資料要求は発生する可能性が高いと感じました。

次に、実際の判例も紹介いただき、判決のポイントを解説いただきました。裁判では一つ一つの言動を明らかにすることで審議が進められる点、訴えに対する態度や、社会的影響力も勘案される点が印象的でした。議員はハラスメントを発生させやすい立場であり、裁判となれば影響力も重く評価される構造のため、一層気を引き締める必要があると考えます。

最後に、セルフチェックとして自己の行動を振り返り、近隣自治体のハラスメント防止条例の動向を紹介いただきました。ハラスメントの認定については、基本的には法律に則るもので、条例により特段厳しく認定するものではないようですが、各自治体の自律、自浄に対する決意を表明することを目的として条例が制定されていると理解しました。

今回の研修を受け、自己の常識を常に世間の常識に合わせ更新していくことの重要性を認識しました。これから年齢を重ねるにつれ、自分自身を更新し続けることは困難になっていくものと思いますが、できる限りの努力をしたいと改めて感じました。